

一般社団法人  
 三豊市文化・スポーツ振興事業団を設立しました

教育・健康・まちづくりなどのさまざまな課題に対し、文化・スポーツの振興を通じた地域課題解決を図るために、次の3つの事業を中心に取り組みます。

**スポーツ指導員人材バンク**  
 地域クラブチームや中学校部活動の指導者不足を解消するため、市内外から広く指導者を募集し、指導者を求める団体へ紹介します。

**みとよフューチャーズ**  
 身近な地域で、それぞれが行いたい文化・スポーツ活動を行えるクラブチーム設立をめざします。今後は、中学校部活動の受け皿となる地域クラブの設置も行います。

**スポーツ施設管理**  
 市民活動の拠点となるスポーツ施設の維持管理を行うことで、地域に密着し、市民活動のサポートができる団体をめざします。



▶スポーツ指導員募集中！  
 登録申請フォームはこちらから

▶問い合わせ 市文化・スポーツ振興事業団 ☎23-7080  
 mail: info@mitoyofuture.com

【住所】〒769-1506 豊中町本山甲201-1 豊中庁舎3階

市スポーツ推進条例を制定しました | スポーツで人とまちを元気に！

本市のスポーツの推進に関する基本理念などを定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、全ての市民の心身の健康およびスポーツを通じたコミュニティの活性化を目的として、「三豊市スポーツ推進条例」を制定しました。(令和5年4月1日施行)

**基本理念**  
 スポーツは、  
 ①全ての市民が生涯にわたって自主的かつ自律的に親しめるように推進されなければならない。  
 ②子どもの人格形成や豊かな人間性を育む基礎となるように推進されなければならない。  
 ③世代や地域間のコミュニティの活性化を促進するものとなるように推進されなければならない。  
 ④障がい者が自主的かつ積極的に行えるように推進されなければならない。

**市民の役割**  
 スポーツ活動による自らの健康および体力の保持増進と活動の担い手として積極的な参画に努める。

**スポーツ団体の役割**  
 市民のスポーツ参加の推進、市民のスポーツに関する権利利益の保護、心身の健康の保持増進、スポーツ施策への協力に努める。

**事業者の役割**  
 自らのスポーツ活動のための環境整備と地域の一員としてスポーツ施策への協力に努める。

**市の責務**  
 スポーツ施策を総合的かつ計画的に実施する。

**スポーツ振興施策の基本事項**  
 ①全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむための機会の提供や環境の整備など  
 ②子どもの体力向上とスポーツの知識・技能の習得支援や環境の整備など  
 ③障がい者が積極的にスポーツ活動に参加するための機会の提供や人材の育成など  
 ④地域スポーツ活動への支援、スポーツを通じた地域の活性化  
 ⑤スポーツ選手の競技力向上および優秀な選手の育成・確保  
 ⑥スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の確保および養成  
 ⑦スポーツ施設の整備、維持管理、利用促進など  
 ⑧特に優秀な成績を収めた選手やスポーツ推進の功績者の顕彰

▶問い合わせ スポーツ振興課 ☎73-3138

お知らせ 4月1日から  
 市役所の組織、業務の所管が一部変わりました  
 ▶問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

部名	課名	主な業務内容	電話番号	FAX	場所
政策部	地域戦略課	市行政施策の総合的な企画、総合計画・総合戦略、移住・定住促進施策、機関統計、SDGsの推進、 <u>交通政策</u> 、 <u>コミュニティバス</u> 、 <u>離島航路</u>	73-3011	73-3022	本庁舎2階
	健康課	食品衛生、保健施設、献血、保健計画、保健衛生、予防接種、各種健診・相談、生活習慣病の予防、健康づくり、子ども医療、母子家庭等医療、重度心身障害者等医療、後期高齢者医療、国民健康保険、 <u>新型コロナワクチン接種</u>	73-3014	73-3020	本庁舎1階
建設部	都市整備課	都市計画、都市公園、開発許可、立地適正化計画、 <u>建築確認申請</u>	73-3048	73-3047	危機管理センター1階
	建築住宅課	市有建物などの営繕、耐震対策事業、空き家対策、 <u>空き家バンク制度</u> 、市営住宅の維持管理・入居審査など	73-3044		

※下線部業務については、令和5年度から担当課が変更となります。

**課、室に関すること**  
 ・政策部内の交通政策課を廃止し、同部の地域戦略課に統合しました。  
 ・健康福祉部健康課内の新型コロナワクチン接種対策室を廃止し、健康課に統合しました。

**所掌事務に関すること**  
 ・政策部地域戦略課が所掌する「空き家バンクの運営に関すること」を、建設部建築住宅課へ移管しました。  
 ・建設部建築住宅課が所掌する「建築基準法および建築確認申請に関すること」を、同部の都市整備課へ移管しました。

くらし 老朽化した危険空き家の除却に補助金を交付します  
 ▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

**危険な空き家の除却に対して費用の一部を補助します**

**対象となる住宅**  
 老朽化し、そのまま放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家

**対象となる人**  
 補助対象住宅の所有者、またはその相続人など

**対象となる工事**  
 ・市内業者が解体する工事  
 ・令和6年1月末までに事業が完了する工事

※他にも要件がありますので、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

**補助金額**  
 補助対象事業費または国の定める額のいずれか少ない金額の80%  
 (千円未満切り捨て、上限160万円)

**事前申込受付期間**  
 4月10日(月)～6月9日(金)  
 ※土日、祝日は除く

**申込受付場所** 建築住宅課(郵送可)

**注意事項**  
 ・申請時にすでに開始(契約)している工事は対象になりません。  
 ・事前申し込みにより、市職員が現地調査を行います。調査の結果補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。  
 ・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者とします。